

第 3 回国民経済計算体系的整備部会 議事概要

1 日 時 平成29年 4 月19日（水） 9:30～11:45

2 場 所 中央省庁合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

3 出席者

【委 員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、川崎 茂、北村 行伸、関根 敏隆、
野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の所管部局】

内閣府経済社会総合研究所：長谷川国民経済計算部長、多田国民経済計算部企画調査
課長、吉岡上席主任研究官、市川主任研究官ほか

総務省統計局消費経済統計課：阿向課長ほか

財務省国際局為替市場課：柳瀬課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：長谷川部長、多田企画調査課長

4 議 事

- （1）国民経済計算の加工・推計手法等の改善
- （2）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善
- （3）その他

5 議事概要

- （1）国民経済計算の加工・推計手法等の改善
- （2）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

ア 既存統計で捕捉できていない価格の把握

事務局及び内閣府から「国民経済計算の加工・推計手法等の改善」及び「既存統計
で捕捉できていない価格の把握」について、資料 1-1、資料 1-2、資料 2 に基づ

き説明がされた後、質疑応答が行われた。また、欠席した河井委員から「産業連関表の精度向上に向けた体制の充実が必要。生産性の適切な捕捉のために費用積み上げによるデフレーター推計の見直しが必要。医療、介護や小売サービスのデフレーターについて制度変更や質の変化を反映させるなど理論的な整合性と政策ニーズに応えられる推計手法の開発が望まれる。」といった意見が提出され、事務局から紹介された。

次期基本計画の基本的な考え方については、資料1-1、資料2記載の案で概ね適当とされたが、議論を踏まえ以下のような修正をすることとされた。

【国民経済計算の加工・推計手法等の改善】

- ・「需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発（課題「1」）」、「サービス産業、個人企業の基礎統計の整備等（課題「19」）」、「建設業の産出額について、進捗ベースの建設統計を活用（課題「21」）」に関連して、継続的な課題として、関連する一次統計の改善に応じて、推計方法の改善を検討しその結果を統計委員会に報告するという趣旨を次期基本計画の基本的な考え方に盛り込む方向で検討。
- ・「ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分（課題「20」）」については、リース区分について継続して検討してもらいたいので次期基本計画の基本的な考え方に盛り込むこととし、部会長と事務局で引き取って文章は検討。
- ・「県民経済計算（課題「18」）」に関連して、地方統計の整備については継続的に取り組むのは良いことだが、これは県民経済計算に限定せず、より幅広い統計について検討した方がよいので、基本計画部会に引き取ってもらう。

【既存統計で捕捉できていない価格の把握】

- ・費用積み上げによるデフレーター推計の見直しも重要であるため、次期基本計画の基本的な考え方を、例えば「～価格の把握手法『とその応用』について～平成29年度開始の『包括的な』研究を進める～」(『』部分を追記)と修正する方向で検討。

主な発言は以下のとおり。

<需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発（課題「1」）>

- ・本課題については、今年度中の対応であることは了解するし、QE値と年次推計値の乖離が最小化されるようQEにおける供給側推計と需要側推計の統合比率を見直すという方針も非常に合理的と思うが、検討結果を本部会で示してくれるのか、それはいつ頃なのか。
- まだ検討中なので確定的なことは言えないが、今年12月8日の2次QEにおいて年次推計とともに反映を目指している。具体的検討結果が得られた段階で統計委員会にも報告したい。
- ・同じ点について、2002年から変更していないQEの供給側推計値と需要側推計値の統合比率は変えて欲しいが、年次推計は基本的に供給側推計で作成されているため、あるべき結果は、供給側統計のウェイトが1に近くなること。検討の結果、例えば、需要側・供給側の比率が0.3と0.7という結果が出た時に、それをどう解釈するのか。

- Q E 段階で入手できる供給側のデータは基本的に経済産業省生産動態統計調査等であり年次推計で使う工業統計調査ほど詳細でなく、情報量が足りないので需要側データで補完して精度を高めるといった考え方に立っている。利用できる情報を最大限活用して予断なく最適な統合比率を求めていきたい。
- ・ 統合比率が可変パラメータだとすると、時系列的にどういう方向に動いているか、構造変化はなかったか等を検証し、今の構造の下でも適当なのかといった観点からも見るべき。
- 可能な限り対応したい。確かに構造は変わっていくため統合比率を更新するのも一つの考え方。例えば基準改定ごとに更新するなど柔軟に見直したい。
- ・ ここでの前提は、年次推計は正しいものとし、Q E はその時点にある情報を最大限活用した年次推計のための quick estimate という役割分担であると理解。その立場だとすると、基礎データを細かく積み上げるといった作業も大事だが、年次推計を当てるために計量経済学的手法を活用する観点も重要である。今後、検討結果が報告される時に、こうした点も確認させてもらいたい。
- ・ 本課題に関連して、第 1 回部会で議論した建築関連統計の見直しはどの時点で S N A に反映されるのか。統計改革の基本方針（以下「基本方針」と言う。）では、2020年度を目途にと書いてあるが、今後2020年にかけてオリンピックもあり建設関連の活動をモニタリングする重要性が特に高まると思っている。もう少し早く S N A に取り込んでもらえるとうれしい。それが不可能ないし考慮できるのであれば、この点の検討を基本計画に加えることはできないか。
- 基礎統計の改善・改定については、実現した段階で、できるだけ早く S N A に織り込みたいと思っている。しかし、S N A は体系内で整合的に作成する必要があり、リフォームについては、デフレーターやの検討、時系列的に断層のない系列の作成など様々な作業が必要となり、先行して対応することは難しい。基本は、産業連関表の体系の中で各種データと整合性を図った上で取り込んで、それを踏まえて S N A でも整合性ある時系列データを整備するということ。
- ・ 新しい手法は平成29年中の導入を目指すということだが、今後家計調査や法人企業統計調査などの統計が変わる予定であり、それらは統合比率の検討にも関連してくる。また、今後、サービス産業関連統計、個人企業経済統計、建設関連統計なども改善されていく予定であり、この部会ができた目的は、G D P 統計の精度を上げるために関連統計も変えて行こうという点にあることも踏まえ、継続的に、関連する一次統計の改善に応じて、推計方法の改善状況を随時統計委員会に報告するなどしてはどうか。

<生産面、分配面の四半期速報の開発（課題「3」「16」）>

- ・ 生産面、分配面の四半期別 G D P 速報についてだが、試算値によれば分配面は支出面とは変化の符号が逆に出ることもあるが、どのように説明をするのか。計算方法を説明してもあまり意味がなく、数値の意味を説明しなければならない。

- 推計手法とともに、参考系列にはどのような「くせ」があるかも併せて示していくことが考えられる。生産面、分配面のGDP速報を参考系列として公表するに至った場合でも、主たる系列が支出側GDPであるとの位置づけは変わらず、その公表から一定のラグを置いて参考系列を公表することを想定している。その際には、生産面、分配面の動きについて丁寧な説明を心がけることが重要と考える。公表方法に係る検討の結果は統計委員会に報告できるようにしたい。
- ・消費税増税時のメディアにおけるGDPの扱いを考えると、参考系列とは言え、支出側GDPと符号が違うデータが出てくると混乱が生じ得る。推計方法もさることながら、数字をどう使うかといった意味を丁寧に説明するとよい。
- ・様々な解釈があると思うので、よく練った上で公表した方がよい。
- ・三面それぞれの間でかい離があると思うが、それについての説明は非常に重要。利用者側もかい離の状況を示してもらえれば勉強すると思う。例えば、分配と支出が完全に一致することは難しいので、通常は変動を均したうえで大きな傾向をみることになる。なお、当初計画では平成28年度中に公表だったと思うが、30年度中に結論というように遅れたのはなぜか。
- 第Ⅱ期基本計画では「平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに」という書き方で、必ずしも平成28年度中という位置づけではない。平成27年度については、同年度の施行状況報告にも記したとおり、平成23年基準改定という大きな作業にリソースを集中的に投入したということがある。今後、平成23年基準の概念に基づく推計手法を追加的に開発していくことになることから、「統計改革の基本方針」では平成30年度が一つのメルクマールとなっている。
- ・次期基本計画の基本的な考え方の3つ目のところで、「なお、生産面、分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて」とある。公表の仕方も含めてだと理解でき、もう一度、統計委員会で公表の仕方も含め議論できると思う。
- 今後、新しい平成23年基準で作業していくが、来年度における統計法施行状況審議で統計委員会に示せるよう準備を進めたい。
- ・生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトは具体的にどういう進め方をするのか。外部の有識者や各府省等も含めた大きなものになると聞いていたが、立ち上げ時期やメンバーのイメージを教えてほしい。
- 現状、資料に書かれていること以上の具体的なことは決まっていない。

< 娯楽作品の原本の固定資本への計上（課題「4」） >

- ・内閣府の今後の対応方針としては、既存のデータから推計していくということであり、個別の映画会社に新規に調査をしたりするわけではないという理解でよいか。
- 例えば経済産業省の特定サービス産業実態統計の中で映像・音声・文字情報制作業があり、特に音楽関係は比較的新しい調査対象であるためデータ蓄積が十分でないが今後のデータ蓄積を踏まえて検討したい。新しい調査を行うことは想定していな

いが、例えば著作権使用料の流れ等業界の実態を調べるために業界にヒアリングすることはあり得ると考えており、それも踏まえながらどれだけ推計で補完できるかを考えたい。

< 県民経済計算について地方公共団体への支援強化（課題「18」） >

- ・ 県民経済計算に限らず、地方の統計は、統計機構の人員が減ってきている中でリソースを有効に活用する観点からも、国と地方で連携して整備する必要がある。幅広い観点から横断的な考え方を基本計画に盛り込むべき。
- ・ 自分も統計改革推進会議（以下「推進会議」と言う。）で各省庁の地方支分部局ごとに集計している地域表章区分がバラバラなので整合性ある統計を出してほしいと主張して、中間報告にも一部盛り込んでもらった。それは国民経済計算よりも広い問題なので、推進会議の議論をどう基本計画に具体化するかという大きな枠組みの中で議論した方がよいと思う。
- ・ 地方としては、国による全国一律の統計調査の中で県や地域単位で表章しているものを活用しており、今後もこれを維持してもらいたい。一度国が調査したものを地方表章のために県でさらに調査をするのは調査客体にとっては重複で負担増。
- ・ 地方創生等の観点からデータに基づく政策立案が求められており、地方の政策立案に役立つ統計を考えてもらいたい。

< ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分（課題「20」） >

- ・ 本課題については、使用者主義（リースを使用する側に資本が立つ）と所有者主義（リースを所有するリース会社に資本が立つ）が混在していることが問題であり、資産の取り扱いによってバイアスが出て来る可能性がある。資本サービス量の検討も進められており、所有者主義は生産性が高く出るので、生産性の正確な計測を目指すならば、08SNAの残された課題として引き続き何らかの検討が必要。
- 経済センサスでも取り扱った課題であり、引き続き課題と考えている。なお、使用者主義と所有者主義は、会計的には混在しているところがあるが、GDP全体の推計上はダブルカウントしないよう整理している。精緻化するには基礎統計の課題が大きい。
- ・ 法人企業統計調査では会計基準が変わった時に影響度を調べている。例えば利用者側がどう修正すればよいかなど利用者にとっての課題は残っていると思う。

< 既存統計で捕捉できていない価格の把握（資料2） >

- ・ 医療・介護、教育の質の変化の研究プロジェクトについて、質の測定であれば、ヘドニックアプローチを使うと思うが、そのための病院の属性や学校の属性などのミクロデータの利用は確保しているのか。難しいと思うのだから。
- 今年度から研究を始めただけであり、まずは欧米の手法等を検討したい。米国ではサテライト勘定で疾病分類別の価格指数を公表しているが、ヘドニックで分析し

ている訳ではなく分類を疾病別に行っている。欧州のハンドブックでは疾病別・治療行為別のアウトプットを実質値で出している例がある。データも色々検討しているが、まだこれと言えぬ段階には至っていない。

- ・事務局から紹介のあった河井委員の意見のうち、費用積み上げのデフレーターについては、サービス業で多いと思うが、中心的な部分は医療、介護、教育などの非営利部門だと思う。資料2の次期基本計画の基本的な考え方のところで「医療・介護及び教育を中心とした費用積み上げの価格」と追記してはどうか。
- 医療・介護はCPIを元にデフレーターを推計しており、翻ってCPIは診療報酬や介護報酬がベースであり費用積み上げではない。一方、資料2に掲げられている中で現在デフレーターが費用積み上げで推計されているのは教育、建設。
- ・例えば、ある分野のコスト積み上げ部分を質に変換する手法を他の分野に応用するようなことは可能か。
- どういう手法があるか研究を始めたところであり、データの制約もあるため、例えば教育で可能であれば他でもできると一概に言えるものでもない。今ここで研究できると言える状況にはない。
- ・医療・介護、教育は、自由競争ではなくかなり規制が入っているため、市場で観察される価格をどう見ればよいか、どういう変化をするのか（季節性が大きい改定などの特徴があると思う）などを総合的に考えて欲しい。教育についても私立学校と公立学校では扱いが違うこともある。

イ 家計調査、家計消費状況調査

事務局及び総務省から資料3に基づき説明がされた後、質疑応答が行われた。次期基本計画における取扱いについては概ね適当とされたが、家計消費に関する新たな指標として開発が進められている消費動向指数（CTI）については、景気指標として有用な指標となるよう引き続き、開発、精度向上に取り組むことと修正された。

主な発言は以下のとおり。

- ・家計調査では、世帯単位での調査票を使用しているが、共働き世帯等、夫と妻の家計が別々になっている世帯では、書きにくいのではないか。
- 回答者に行ったアンケートでは、各世帯員から、支出状況について聞くことが出来るという回答は得ている。しかし、やはり聞きにくいこともあると思うので、将来的には、オンライン家計簿を導入し、各世帯の世帯員がそれぞれ入力できるような調査方法（個計化）についても検討していく。
- ・ビッグデータを公的統計の中で取り扱うことは、先例が多くないと思うが、現在の法制度上の仕組みでは、推進するのに不十分であるのか。例えば、回答者の報告義務のような仕組みの整備など、対応策を検討していないのか。
- 消費動向指数（CTI）の導入については、まだ開発の検討段階であり、企業からのデータ提供については、統計法上の根拠により提供を要請するものではなく、任意に提供してもらうものである。したがって、現段階では、個人情報保護法下での

取扱いになり、実際に公的統計に据えていくときには、統計法上におけるデータ提供なども検討していくのではないかと。

- ・現在の整理メモでは、「家計消費に関する新たな指標（消費動向指数（C T I））について、引き続き、開発、精度向上に取り組む。」となっているが、そこに「景気指標として有用な指標となるよう、引き続き、開発、精度向上に取り組む。」と修正してはどうか。
 - ・ビッグデータを使った分析では、結局思うような結果が得られなかったということもよくあると思うが、消費動向指数（C T I）の有用性についてはどの程度勝算があるのか。
- 修正については了解した。また、現在、ビッグデータについて、ポイントデータ、クレジットカード、電子マネー、POSデータ、流通など様々な業界に声をかけ、協力を仰いでいる。業界ごとに温度差があるが、POSデータについては、ほぼスタート地点に立っており、先行研究もあるので、分野が限られているものの有効に活用していきたい。他方、制度面では、現在、研究協議会の立ち上げ準備をしているので、できる限り早めに立ち上げたい。

ウ 国際収支統計

事務局及び財務省から資料4-1及び4-2に基づき説明がされ、案文のとおり、次期基本計画の基本的考え方に盛り込むこととなった。また、IMFの国際収支マニュアルの次回改訂時期が未定であることから、具体的な対応については、改訂内容をみてからということとなった。

(3) その他

時間の制約のため、審議未了の事項が残ったことから、次回部会で残りの審議（消費者物価指数、企業向けサービス価格指数、第1回部会における宿題）を行うこととし、改めて部会開催の日程調整を行うこととなった。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>